

原議保存期間	1年(平成30年3月31日まで)
有効期間	二種(平成30年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

警察庁丁運発第143号
平成28年9月30日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習等における特異者の通報・措置要領の廃止について

認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断され、高齢者講習又はこれに相当する講習（チャレンジ講習を除く。以下「高齢者講習等」という。）の受講中に明らかに特異な行動をした者に対する通報及び措置については、「高齢者講習等における特異者の通報・措置要領について」（平成23年1月14日付け警察庁丁運発第7号）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、公安委員会は、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者について、その者の違反状況を問わず、臨時適性検査を行い、又は一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとされたことから、当該通報及び措置については、同法の施行日である平成29年3月12日をもって廃止することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、当該通報及び措置の廃止に伴い、前記通達は廃止する。